

# 茨城県報

第6060号

昭和47年10月19日

木曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目 次

### 規 則

◎茨城県ほう賞規則の一部改正(県民福祉課) .....	1
◎茨城県ほう賞審査委員会規則の一部改正(〃) .....	2

### 告 示

◎字区域の一部変更(地方課) .....	3
◎土地改良事業の認可(農地管理課) .....	3
◎土地改良区定款変更の認可(〃) .....	3
◎土地改良事業の縦覧(〃) .....	4
◎換地計画の縦覧(3件)(〃) .....	4
◎道路の供用開始(道路維持課) .....	5
◎道路区域の変更(〃) .....	6
◎公有水面埋立法に基づくしゆん功期限の許可(河川課) .....	6
◎道路位置の指定(建築指導課) .....	6

### 公 告

◎土地立ち入り測量(用地課) .....	7
◎土地区画整理事業の換地処分(建築指導課) .....	7
◎建築許可に関する聴聞(〃) .....	7
◎住宅地造成事業の工事完了(〃) .....	8

(内水面漁場管理委員会)

◎漁具漁法の使用禁止 .....	8
◎水産動植物の採捕禁止 .....	8

### 規 則

茨城県規則第69号<sup>73</sup>

茨城県ほう賞規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

#### 茨城県ほう賞規則の一部を改正する規則

茨城県ほう賞規則(昭和37年茨城県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第5条第2項に規定する室及び課にあつては、当該室及び課の長)」を「第5条第2項及び第3項に規定する室、局及び課にあつては、当該室、局及び課の長)」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第74号

茨城県ほう賞審査委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

茨城県ほう賞審査委員会規則の一部を改正する規則

茨城県ほう賞審査委員会規則（昭和37年茨城県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 委員長は知事を、副委員長は副知事を、委員は次の各号に掲げる職にある者をあてる。

- (1) 出納長
- (2) 審議室長
- (3) 知事の事務部局の部長
- (4) 環境局長
- (5) 企業局長
- (6) 教育長
- (7) 警察本部長

第5条第1項を次のように改める。

委員会に幹事をおき、次の各号に掲げる職にある者をあてる。

- (1) 秘書課長
- (2) 審議室長の指定した審議員
- (3) 知事の事務部局の各部幹事課長
- (4) 環境局環境指導課長
- (5) 出納事務局出納第一課長
- (6) 企業局管理課長
- (7) 教育庁総務課長
- (8) 警察本部警務部監察課長

第6条中「県民室」を「生活福祉部県民福祉課」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第1025号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき古河市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同市長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により昭和47年10月20日から効力を生ずるものである。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

大字古河字中谷道南 4180番の198, 4180番の199, 4180番の200

上記を大字古河字野木原道南に変更

### 茨城県告示第1026号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したので、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

土 地 改 良 区	実 施 地 区	申 請 年 月 日	認 可 年 月 日
渡里台地土地改良区	堀 地 区	昭和47年6月6日	昭和47年10月11日
玉 川 土 地 改 良 区	川 中 子 地 区	昭和47年2月9日	同 上

### 茨城県告示第1027号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので公告する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

土 地 改 良 区 名	申 請 年 月 日	認 可 年 月 日
玉 川 土 地 改 良 区	昭 和 47 年 8 月 24 日	昭 和 47 年 10 月 11 日
渡里台地 土 地 改 良 区	昭 和 47 年 6 月 6 日	同 上

## 茨城県告示第1028号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適當と決定したので、同条第5項の規定により公告し、当該事業計画書(写し)を縦覧に供する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

市町村	実施地区	縦覧期間	縦覧の場所
土浦市	鶴沼地区	昭和47年10月26日から 昭和47年11月15日まで	土浦市役所
八郷町	下青柳地区	同 上	八郷町役場

## 茨城県告示第1029号

昭和47年5月26日付で認可申請のあつた那珂湊第二土地改良区・那珂湊第二地区の換地計画については適當と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和47年10月26日から昭和47年11月16日まで

3 縦覧の場所

那珂湊市役所

## 茨城県告示第1030号

昭和46年3月30日付で認可申請のあつた土浦市外十五ヶ町村土地改良区・高岡地区の換地計画については適當と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2. 縦覧の期間

昭和47年10月26日から昭和47年11月16日まで

3. 縦覧の場所

伊奈村役場

谷田部町役場

---

茨城県告示第1031号

昭和46年12月17日付で認可申請のあつた豊田新利根土地改良区・下塗戸地区の換地計画については適當と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

1. 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2. 縦覧の期間

昭和47年10月26日から昭和47年11月16日まで

3. 縦覧の場所

新利根村役場

竜ヶ崎市役所

---

茨城県告示第1032号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和47年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 軍 司 直次郎

1. 道路の種類 県道

2. 路線名 須賀息栖東庄線

3. 道路の区域

## 6 (第三種郵便物認可) 茨 城 県 報 第6060号 昭和47年10月19日(木曜日)

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
鹿島郡波崎町大字太田 字宝山3099番から	旧	メートル 最大 18.3 最小 7.0	メートル 812.0	
鹿島郡波崎町大字太田 千葉県県界まで	新	メートル 最大 22.0 最小 7.0	メートル 692.5	

## 茨城県告示第1033号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和47年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 軍 司 直次郎

- 1 路線名 県道 須賀息栖東庄線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡波崎町大字太田字宝山3099番から  
鹿島郡波崎町大字太田千葉県県界まで
- 3 供用開始の期日 昭和47年10月20日

## 茨城県告示第1034号

昭和46年12月9日茨城県告示第1262号で告示した公有水面埋立法第2条の規定に基づく公有水面埋立ての免許については、しゆん功期限を昭和48年1月31日とすることを許可した。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 軍 司 直次郎

## 茨城県告示第1035号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 軍 司 直次郎

番号	指定年月日	指定の位置	道路幅員及び延長	
			幅員(m)	延長(m)
1	47.10.19	稲敷郡牛久町大字柏田字河原代原3613-581	4.00	71.50

2	47.10.19	稲敷郡牛久町大字柏田字河原代原3611—326	6.00	59.40
3	"	" " " " 3607—111	6.00	22.45

## 公 告

### ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道城ノ内桃浦停車場線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

東茨城郡小川町大字下吉影字二ノ台、字上合境及び字西谷津地内

" " 大字上合字高場、字小橋山、字野錢山及び字大砂地内

" " 大字飯前字若林地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和47年10月20日から昭和48年3月31日まで

### ●土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理事業法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、古河市三杉土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出が古河市三杉土地区画整理事業組合理事長加藤長寿からあつたので、同条第4項の規定により公告する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

### ●建築許可に関する聴聞

建築基準第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 軍 司 直 次 郎

記

1 聽 聞 期 日 昭和47年10月23日 午後3時

- 2 聴聞場所 日立市国分町1丁目586-13
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が $50m^2$ をこえるもの  
(自動車洗車場の新設)
- 4 申請者住所氏名 日立市弁天町2丁目1番1号  
日立鉱油株式会社  
取締役社長 渡辺 武夫
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建  $146.16m^2$ 既存  
原動機70.6KW新設
- 6 建築物の位置 日立市国分町1丁目586-13
- 7 敷地面積  $310.43m^2$

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和47年9月28日に完了したことを公告する。

昭和47年10月19日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 軍司直次郎

- 1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称  
鹿島郡神栖町大字息栖字大塚前2829番地-9, 2829番地-13
- 2 事業主の住所及び氏名  
和歌山市湊1850番地  
住金化工株式会社  
取締役社長 平井光治

(内水面漁場管理委員会)

●漁具漁法の使用禁止

内漁管指示第8号

那珂川筋におけるさけ人工ふ化放流事業の推進を図るため、漁業法第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

昭和47年10月19日

茨城県内水面漁場管理委員会  
会長 高須忠彦

次表左欄に掲げる期間中、同表中欄に掲げる区域においては同表右欄に掲げる漁具漁法を使用してはならない。

禁 止 期 間	禁 止 区 域	禁 止 漁 具 漁 法
昭和47年10月19日から	栃木県及び茨城県境から下流の那珂川全域	さし網(流しさし網及び建さし網を含む。)
昭和47年11月30日まで		

◎水産動植物の採捕禁止

内漁管指示第7号

那珂川筋におけるさけ人工ふ化放流事業の推進を図るため、漁業法第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

昭和47年10月19日

茨城県内水面漁場管理委員会  
会長 高須忠彦

禁 止 期 間	禁 止 区 域
昭和47年10月19日から	水戸市岩根町地先に設置した建網位置から上流 100メートル及び下流1,000メートル以内の区域
昭和47年11月30日まで	

► 県政の総覧 ～県民の六法 ◀

# 茨城県報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1カ月300円です。

---

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所